

事務連絡
令和2年3月2日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医政局経済課

医療施設等への医薬品等の供給に際しての留意点について

今般、標記について別添のとおり一般社団法人日本医薬品卸売業連合会、一般社団法人日本ジェネリック医薬品販社協会及び一般社団法人日本医療機器販売業協会に通知いたしましたので、ご了承ください。



(写)

事務連絡
令和2年3月2日

(一社) 日本医薬品卸売業連合会
(一社) 日本ジェネリック医薬品販社協会
(一社) 日本医療機器販売業協会

} 御中

厚生労働省医政局経済課

医療施設等への医薬品等の供給に際しての留意点について

医薬品、医療機器、医療材料等（以下「医薬品等」という。）の安定供給については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省として、指定感染症等に指定し、感染拡大防止や患者に対する適切な医療提供体制の確保などの対策を講じているところです。

国内の複数地域で患者が散発的に発生している状況下において、適切な医療を提供するために必要な医薬品等が確実に供給されるよう、貴会におかれましては、下記の点について貴会傘下の会員に対して周知徹底されますようお願いいたします。

記

- 1 医療施設等における新型コロナウイルス感染症対策については、「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月25日付け事務連絡）のとおり、感染経路の遮断の観点から、職員のマスク着用や手洗い、アルコール消毒等を徹底すること、取引業者等との物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことなどの対策を徹底するよう周知されていることを踏まえ、医薬品等の卸売業者において医療施設等への医薬品等の供給に支障を来すことのないよう、事業者各位の自覚と責任において適切に対応されたいこと。
- 2 医薬品等の卸売業者においても、従業員に対し、感染防御のため、医療施設等への訪問や医薬品等の納入時のマスク着用、手洗いやアルコール消毒等を徹底されたいこと。

以上